東 農 第 98 号 令 和 6 年 4 月 11 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)		東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)		阿弥陀堂 (阿弥陀堂町)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月22日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

阿弥陀堂町の農地については、平成29年から30年にかけて区画拡大事業に取組み1区画10aの農地を40aから1haに 区画拡大され、作業はやり易くなりましたが暗渠設備の老朽化、農道舗装の破損等、直さなければならない事業も 多々あります。また、区画拡大に伴い設備機械の大型化も進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦、大豆中心の経営体質でありますが、暗渠排水設備の改善により、畑作化を図り、県、市、JA等の指導を仰ぎ、高収益野菜に取組んでいく。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		28.6 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.6 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	麦においては、100%集団化しているが、大豆については、50%以下であり70%以上に上げていきたい。					
	98%以上中間管理機構を活用していますが、連絡の取れない農地があり困っている。					
	 (3) 基盤整備事業への取組方針					
	農用地の大区画化は、これ以上出来ませんが,暗渠排水設備の改善により野菜等にも取り組めるように農地の汎用化					
	を進めたい。					
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	現担い手農家の高齢化が進んでいますが、家族内の息子さん、孫たちへの若返りを図り、後継者のいない農家は法					
	人が引き受け、国、県、市、JA等関係機関の協力を仰ぎ、これ以上の担い手農家の減少は避けたい。					
	(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	現担い手農家の高齢化が進んでいますが、家族内の息子さん、孫たちへの若返りを図り、後継者のいない農家は法					
	人が引き受け、国、県、市、JA等関係機関の協力を仰ぎ、これ以上の担い手農家の減少は避けたい。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】 ②有機、減農薬、減肥料については、琵琶瑚に近い農地であり県の指針に従い、、またヘアリーベッチ等を導入す					
	 ることにより、有機栽培、減農薬、減肥料を図りたい。					
	 ⑦保全、管理については、まるごと保全など、地域住民の協力を得て進めていく。					
	 ⑧農業用施設機械については、国、県、市の助成を活用して、設備の大型化を進めていく。大型免許の取得経費					
	は、法人が負担している。					